

議案第 78 号

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 9 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町営住宅管理条例（平成17年多可町条例第180号）の一部を次のように改正する。
第24条の見出し中「、延滞金の徴収」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町営住宅管理条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(督促、延滞金の徴収)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(督促)</p> <p>第24条 (略)</p>